

泉南市空き店舗対策家賃補助事業交付要綱

平成 25 年 4 月 1 日 制定

平成 28 年 10 月 1 日 改正

平成 29 年 4 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、空き店舗を活用して事業を開始した事業者に対し、泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程(昭和 48 年泉南市規程第 2 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において泉南市空き店舗対策家賃補助金(以下「補助金」という。)を交付することによって、市内の商店街の空洞化を抑制し、活力と魅力ある商業の再生と振興を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「空き店舗」とは、泉南市商工会が指定したものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 空き店舗を活用し、積極的に事業を営む意欲のある者
- (2) 泉南市商工会に加入できる者
- (3) 次条に規定する業種に属する事業を主たる事業として営む者。この場合において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に該当するものを除く。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が直接、事業又は営業に携わること。
- (5) 泉南市の市税を滞納していないこと。
- (6) 空き店舗所有者と同一世帯員又は生計を一にする者、空き店舗所有者の配偶者、二親等の血族及び姻族でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団、又は同法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員若しくは泉南市暴力団排除条例(平成 25 年泉南市条例第 18 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 市内に既にある店舗の単なる移転ではないこと。

(補助対象業種)

第 4 条 補助金の対象とする業種は、次の各号に掲げる業種とする。

- (1) 日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に定める業種のうち、別表に掲げる業種
- (2) その他市長が第 1 条に規定する目的に資すると認めた業種

(補助の対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助の対象経費は、その対象となる店舗の 1 月分の家賃(消費税等を含む。)とする。ただし、敷金、礼金、仲介手数料等の賃貸借契約に要する諸経費は除く。

2 補助金の額は、前項に規定する家賃の 2 分の 1、又は 3 万円のいずれか低い額とする。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付期間)

第 6 条 補助金は、営業を開始した翌月から、24 月の間に限り交付する。

2 前項の規定に関わらず、泉南市創業事業計画に基づく特定創業支援事業を修了した者に対しては、交付期間を 36 月とすることができる。

(交付申請)

第7条 申請者は、泉南市空き店舗対策家賃補助事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、当該年度ごとに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる者に対し、泉南市空き店舗対策家賃補助事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

2 市長は、前項に規定する審査及び調査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(遵守義務)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、出店後5年以上、事業を継続しなければならない。

(変更、中止の承認申請)

第10条 補助対象者が事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、泉南市空き店舗対策家賃補助事業変更承認申請書(様式第3号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに泉南市空き店舗対策家賃補助事業報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第12条 補助対象者は、泉南市空き店舗対策家賃補助事業補助金交付請求書(様式6号)に必要な書類を添付し、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付時期)

第13条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書を受理した後において、補助金を交付するものとする。

2 補助金は、第8条第1項に規定する交付決定通知書の交付時期にかかわらず、上半期分を10月、下半期分を4月に交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)第3条に規定する要件を備えていないこととなったとき。

(2)第9条に規定する事項を遵守することができなくなったとき。

(3)偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(4)その他不相当と認められる事実があったとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 大分類 | 業種名称 |
|-----|-----------------|
| G | 情報通信業 |
| I | 卸売業、小売業 |
| L | 学術研究、専門・技術サービス業 |
| M | 宿泊業、飲食サービス業 |
| N | 生活関連サービス業、娯楽業 |
| O | 教育、学習支援業 |
| P | 医療、福祉 |